

東京女子体育大学紀要投稿規程

1. 本紀要は毎年度1回刊行する。刊行期日は3月末日とする。
2. 本紀要に第一執筆者として投稿できる者は本学専任教員に限る。共同研究者は、この限りでない。
3. 第一執筆者として投稿できる論文数は一人一編に限る。
4. 論文の種類は研究論文と報告とし、未公刊のもので完結したものに限る。
5. 原稿は「執筆要領」に従って作成する。図や表などを含んで、1万6千字（400字詰原稿用紙40枚相当）程度とする。
6. 提出する原稿はオリジナル原稿とコピー2部の合計3部とする。
7. 図や表などは、直ちに製版できるように作成し、本文とは別に番号順に一括する。（本文に挿入位置を指定する。特別な場合は縮尺を指定する）
8. 原稿の提出期限は、その年度の11月10日とする。
9. 原稿の提出先は、女子体育研究所内紀要編集委員会とする。
10. 原稿の採否は編集委員会で決定する。
11. 原稿の返却はしない。
12. 論文の別刷りは30部進呈し、それを越える部数については著者負担とする。

付則

1. 本規程は昭和57年4月1日から施行する。
2. 本規程は昭和61年4月1日から施行する。
3. 本規程は平成6年6月1日から施行する。
4. 本規程は平成8年11月6日から施行する。
5. 本規程は平成12年4月1日から施行する。